

野島活性化庁内検討委員会設置要綱

令和7年6月26日制定

(目的及び設置)

第1条 野島の未来に向けた島づくりや野島の活性化について協議するため、

野島活性化庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 委員会の委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 総合政策部政策推進監
- (2) 総務部防災危機管理課長
- (3) 総合政策部地域振興課長
- (4) 文化スポーツ観光交流部観光振興課長
- (5) 福祉部高齢福祉課長
- (6) 保健こども部子育て推進課長
- (7) 保健こども部健康増進課長
- (8) 産業振興部農林漁港整備課長
- (9) 産業振興部商工振興課長
- (10) 土木都市建設部都市計画課長
- (11) 教育委員会教育部教育総務課長
- (12) 教育委員会教育部学校教育課長
- (13) 教育委員会教育部生涯学習課長

2 委員の任期は、基本構想の策定が終了するまでとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第3条 委員会に、委員長、副委員長を置く。

- (1) 委員長は、総合政策部政策推進監をもって充てる。
- (2) 副委員長は、教育委員会教育部教育総務課長をもって充てる。

(役員の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、教育委員会教育部教育総務課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月5日から施行する。